

国の主な取組状況について

1 石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議の開催

平成 23 年以降、石油コンビナートにおいて多数の死傷者を伴う深刻な事故の発生が継続したことから、平成 26 年 2 月に内閣官房の主導により 3 省（総務省消防庁、厚生労働省及び経済産業省）も参加して「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」を設置し、石油コンビナート等における重大な産業事故災害に係る情報の交換及び原因調査・分析に係る連携、重大な産業事故災害の防止並びに重大な産業事故災害の防止に向けた地方も含めた関係機関の連携強化策について検討を行った。

その後、石油コンビナート等における重大事故防止に向けた国レベルでの連携を強化するため、3 省の審議官級で構成される石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を平成 26 年 5 月に設置し、定期的に（年 2 回程度）連絡会議を開催し事故情報や政策動向を共有してきた。また、重大事故が発生した際には連絡会議を随時開催し、原因調査や再発防止について 3 省の情報・取組を共有するとともに、現場での円滑な連携促進や 3 省共同での指導文書の発出等の再発防止策の徹底について連携して対応することとされた。

- ①「石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議」の設置**
 - ・ 石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、定期的に開催。事故情報等を共有。
 - ・ 重大事故が発生した際にも連絡会議を開催し、原因調査や再発防止策について 3 省の情報・取組を共有。
 - ・ 基準の見直しや人材育成に係る取組等の政策動向についても共有。

- ②自主保安の徹底に向けた連携**
 - ・ 「危険物等事故防止安全憲章」も踏まえ、3 省共同で事業者の保安向上への取組促進と行動計画策定をコンビナート関係の業界団体に要請。連絡会議で継続的にフォロー。
 - ・ 事業者の事故防止への取組の促進するため、自主保安向上に資する支援機関の取組を普及。

- ③事故情報の共同発信等による事故情報活用の推進**
 - ・ 連絡会議で共有する事故情報等を、3 省共同で関係業界に発信。
 - ・ 国、支援機関がとりまとめ、公開している事故データの充実と 3 省共通のホームページを設けることによる利便性向上。

- ④石油コンビナート等防災本部の機能強化**
 - ・ 県知事を本部長とし、関係機関等の職員が構成員となっており、一元的な連絡調整等を行う組織である石油コンビナート等防災本部の機能の強化を図る取組を実施（外部のアドバイザーの活用や地方公共団体間の担当者会議の開催。）。
 - ・ 石油コンビナート等防災計画の見直し等では、他の防災計画の内容や先進事例等を参考とする取組を促進

- ⑤様々なレベルでの連携強化**
 - ・ 平時における防災訓練、事故発生時における情報共有・調査段階での事業者ヒアリングの共同実施等、国、県、市の連携強化。
 - ・ 支援機関も含めた調査機関における情報交換等を行い、連携を強化。

【地方も含めた関係機関の連携強化策】



【連絡会議の様子】




【3省共同運営サイト】

2 石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要の公表

消防庁特殊災害室は、毎年1月1日から12月31日までの間に全国の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所において発生した事故について、関係都道府県から提出された「定期事故報告」をとりまとめ、事故の発生状況、被害状況及び教訓となる事故事例（10件程度）について「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要」として報道発表するとともに消防庁ホームページに掲載して事故防止の啓発を行っている。【参考資料1】

3 火災・事故防止に資する防災情報データベースの公開

消防庁特殊災害室は、事業所における事故防止及び被害拡大防止に資する方策として、「火災・事故防止に資する防災情報データベース」を、関係業界団体、(財)消防防災科学センター（旧消防科学総合センター）と連携し、平成22年1月から公開している。本データベースは、危険物、化学関係事業所等において発生した火災や事故の事例について、その事象の概要や再発防止対策をまとめ、データベースとして無償で広く公開することにより、事業所等における事故防止及び被害拡大抑止に役立ててもらおうとするもので、「消防防災博物館」のホームページから本データベースにアクセスできる。

火災・事故防止に資する防災情報提供シート	
防災情報の種類：火災、爆発、漏洩、その他	No. 010009021
件名：溶接ノロによるシート火災	
【事象概要】 溶接ノロが下部のブルーシート上に落ち炎上したものを。	
	【事象の原因】 1. 養生が不十分であった。 2. 火気作業の周辺に可燃物があった。 3. 火気作業の監視が十分ではなかった。
【再発防止対策】 1. 養生の徹底 (溶接作業を行う場合は、作業箇所と作業下部を不燃シートによる二重の養生を行う。) 2. 可燃物の除去 (溶接作業の周囲 5 m 及び下方の可燃物を極力除去する。) 3. 専任監視員の適切配置 (溶接作業時には、作業者とは別の専任監視員を置く。)	

【データベースの事例から】

4 各種手引き等の作成

(1) 自衛防災組織等の防災活動の手引き（平成 26 年度改訂）

石油コンビナートにおける災害対応は、自衛防災組織等による迅速かつ適切な対応が極めて重要であることから、消防庁では、昭和 58 年に「自衛防災組織等の防災活動の手引き（屋外タンク編）」を、昭和 59 年に「自衛防災組織等の防災活動の手引き（プラント編）」をそれぞれ作成し、特定事業者の防災体制の整備や防災活動等の参考としてきた。その後、東日本大震災をはじめとする様々な大規模災害等の教訓を踏まえて、石油コンビナート等災害防止法等の関係法令が改正されるなど、自衛防災組織等に関する制度が見直されるとともに、防災活動のための多くの知見が蓄積されたことから、手引きを抜本的に改定した。

【参考資料 2】

(2) 自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト（平成 30 年度発行）

石油コンビナートの事故は、甚大な人的・経済的被害に発展する可能性があるため、石油コンビナートの防災体制を担う防災要員には、危険物災害に対する基本的な知識と対応技術が求められる。その教育訓練等については、特定事業者の責任により実施するものであるが、団塊の世代の大量退職などにより、経験豊かなベテラン職員が少なくなり、若い職員に事故や災害への対応方法等を継承することが、全国的に難しくなっている。そこで、①防災要員の教育訓練に活用

できる視覚的にわかりやすいものとする、②安全管理を基本とした災害発生時の初動対応（異常現象の発見、通報、防災活動）や公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を盛り込むこと、③新任者にも経験者にも活用できるテキストとすることの3点を踏まえた「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」が作成された。【参考資料3】

【第7章 防災資機材】

第2節 消防用自動車の操作訓練

1 3点セット又は2点セットの編成と連携

大規模な石油貯蔵タンクの火災の泡消火を主目的として編成するものです。
 3点セットは、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の3台で編成し、異なる性能を有する3台が連携して、水と泡消火薬剤を混合した泡水溶液を、タンクより高い位置からタンク内部に発泡放射します。（図7-2-1）
 2点セットは、大型化学高所放水車と泡原液搬送車で編成します。

図7-2-1 3点セット連携のイメージ図

2 3点セット又は2点セットの編成車両を操作する際の留意事項

- (1) 大型高所放水車の機関員は、安全操作を心がけて急激な塔操作、バルブ操作及びポンプ操作は行わないようにしてください。
- (2) 大型化学消防車及び泡原液搬送車の機関員は、安全操作を心がけ、急激なポンプ操作及びバルブ操作は行わないようにしてください。
- (3) 大型化学消防車による泡混合操作及び泡原液搬送車から大型化学高所放水車への送液に係るポンプ操作は、指差呼称を取り入れ（※1）確実に実施してください。
 （※1）指差呼称を徹底することにより、資機材の誤操作、状況の誤判断等による事故を防止できます。これ以外の操作などにおいても指差呼称を取り入れてください。
- (4) 大型高所放水車の一般的な操作は以下のとおりです。

【自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキストから】